

有栖川宮熾仁親王と出口王仁三郎

落胤問題を実証する (二十一)



出口禮子

落胤説の真偽

聖師が有栖川宮熾仁親王の落胤であると説く説を、歴史上の人物によくある単なる伝説の一つと一笑に付す人もある。宗教的権威づけのために、聖師自らが貴種落胤説を捏造し、意識的に流布させたのではないかと、邪推する人もある。確かに現在、その確たる物証を示すことはできない。それでもなお、私は聖師の落胤説を真実と見るのである。まずその理由を列挙しておこう。

理由一

官憲はあの数多いたるひと讀込み歌を先刻承知であり、落胤説が聖師自身の口から出て信徒間にひそかに流布されていたことに、きびしく目を光らせていたであろう。もしそれが聖師のでたらめであれば、昭和天一坊事件としてこの問題をとことん追求するだけでも、訴因の一である不敬罪は決定的となり、重

い罪はまぬがれぬところであつたらう。どうしても地上から大本の名を抹殺せよを合言葉に、血まなこになつて重箱の隅をつつき廻りながら、鬼の検察側が、かんじんかなめのこの点に關してのみは終始三猿主義で押し通している。検察側がかなり重要な証拠をにぎつておればこそ、まかり間違えば諸刃の剣ともなつて、おのれに返つてくるのをおそれたからであらう。分離第一回公判における高野裁判長と聖師とのぬらりくらり問答も、そこから生じたものと思われる。聖師は二度までも信者ではない、「京都ノ古イ知人」「京都ノ古イ婆サン」から「ソウデハナイカ」と聞かれたことを述べておられるのに、「その婆さんとは何者か」と、当然出てくるべき反問はないのである。その婆さん——鶴殿親子が何者であるかを十分知つていて、避けたと思われぬではないか。同じく聖師も、それが何者であるかを積極的に語つて、身の証しを立てようなどとはなさらぬ。「全ク

根拠ノナイモノ」の言葉にはきつぱり反撥しながら「此ノ事ハ私ノ心ノ中デモウロウロシテ居ル」などと呆けておられる。

事件を担当した小山昇弁護士の証言によれば、弁護側も、落胤問題を持ち出すべきかどうかひそかな協議を重ねたそうである。しかしあらゆる証拠物件はいち早く警察に押収されており、それを立証する決め手に欠ける。否、当時の暗黒警察のことである。なまじの立証は、聖師の身にどんな危害を加える結果となるか計り知れない。藪を突っついて蛇を出す愚を恐れ、弁護側も沈黙を守らざるを得なかったという。

理由二

落胤説捏造の得失を考えれば、失う物があまりにも多すぎる。秀吉や道鏡のように絶大の権力を持つ立場であれば、貴種落胤説も無知な民衆を納得させる上に、それなりの効果はあるろう。しかし一民間人が落胤説を捏造し流布したことが官憲の耳に入れば、容赦なく弾圧の手は伸びる。さらでだに大本や聖師に対する中傷が多かった当時、邪教、大山師としての烙印づけは致命的である。殊に聖師の場合、御生母上田よねは昭和八年六月二十日まで、穴太に健在でおられたから、捏造するなら母子ぐるみの共謀でなければならぬ。証拠の品々を生命かけて、ひっそりと守りぬかれた御生母であればこそ、二代様の詰問にも、きつ

ぱりと対することができたのではないか。

教団の中においても、聖師が宮家の落胤であることなどは、決して好ましいことではなかった。筆先では、この世を「末法の世」「くらがりの世」「悪道の世」「強いもの勝ちの世」と規定し、こうなったのも「上にたつかみ」「世に出ておいでた守護神」が国祖、良の金神を北へ押し込め、「しほうだい、やりほうだい、すきすっぽうにいたして、われさえよけらよいやかた」にこの世を持ちくずしたからという。そして上に立つ神を「天賊」とまできめつける。上に立つ神を、現界的には天皇を中心とする皇室や支配者側と理解するものが多かった。だからこそ、夫が落胤であることを知った時の二代さまの衝撃は先述したとおりである。落胤説が流布され始めた大正中期の教団内部は、反聖師派の結束が強かった。「やはり国祖を押し込めた側の悪の系統であったか」と、彼らの聖師排撃の口実は一層激化するばかりである。

理由三

それにもかかわらず、聖師の皇室、皇族に対する関心はなみなみでなかった。大正二年廃絶された有栖川宮家の血統を、大本の中によみがえらせるために、異常なほどの情熱を傾けられている。それには、そうせねばならぬ大きな教義上の理由があることを、私は後で知るのだが、それについては後述する。

理由四

聖師には七人の弟妹がある。二人は早世したので知るよしもないが、他の五人は、ごく平凡な、穴太の農民にふさわしい人たちである。末の妹の小西きみさんが、「うちら姉姉の知恵を聖師さんが全部とってしまった」と笑い話にするが、聖師と他の弟妹たちとの知能差・能力差はあまりにも隔絶している。

「親の雪隠にくそたれんような甲斐性なしが跡つぎになれるかい」それは叔父次郎松の少年喜三郎に対する決まり文句であつたが、同時に、父吉松を始め、穴太の農村の長男に対する常識であつたろう。が、喜三郎は平然と言ひ返している。

「そらあべこべや、わしはド甲斐性があるからよそへ行く、親の雪隠でしかくそたれられんお前らは甲斐性なしだからや」(上田幸吉氏談)

大飯喰らいという他に、これといった特徴のない文盲の父吉松の膝下に、喜三郎は自分の生涯を閉じこめることはできなかった。生まれながらに異質なのである。

遺伝学的に突然変異ということがあり得るか知らぬが、聖師に限り弟妹たちとは全く別の優秀な血の流入があつたと考える方がずっと自然である。

単に外形的にとらえてみても、容貌、肌の色合、背格好とも、父吉松や他の弟妹たちが小柄で貧相なのに比して、白く、きめ

細かな肌、豊かな黒髪、知的な眸、どこをとってみても巨人の印象を与える聖師との相違はあまりにも大きい。一方、生前の熾仁親王を知る鶴殿親子が、初対面のその日から聖師に傾倒し尽くしていくのも、親王生写しの驚きがきっかけであつた。

熾仁親王は「秀眉豊頬の間に凜として侵すべからざる偉容を備へ、眸子明かにして、総慧の光を湛へらる。中年以後はことに肥満にましまし、体重十八貫を下らず、衣の丈は三尺七寸、帽の周囲は一尺八寸一分に及び、膂力は両手に各十二、三歳の童子をあぐるに足ると称せらる」(熾仁親王行実)という肉体の持ち主であつた。聖師もまた体重十八貫を下らず、又聖師の昇天によつて納棺の時につけられた神代姿の衣装を調整した藪内育子さんの記憶によれば、衣装の後巾八寸二分、前巾七寸五分、ゆき一尺七寸五分、そして衣の丈はなんと驚くなかれ、熾仁親王と同じ三尺七寸であつたのである。

理由五

聖師の、歌に、書に、著述に、絵に、彫刻に、陶芸に、と、どれをとつても並はずれたあの多彩な芸術的天分は、どこから来たものであろうか。なるほど、大本の歴史では、七代前に円山応挙の存在をあげている。確かにそれもあろう。しかし応挙以後、上田家に芸術的才能豊かな人物が現れたと聞かぬ。応挙の

血に有栖川宮家に流れる十代、三百年の宗教的、芸術的血統が加わって、初めて王仁三郎の天分が開花したのではないか。

熾仁親王は、生来、軍人というより、学問の人であり、芸術家であった。『熾仁親王行実』は、「幼にして和漢の学を講じ、輔導その人を得、平成刻苦精励、もって日に継ぎ、博覧傍涉ほとんどその比なしと称せらる」とあり、さらにその豊かな才能の一端を伝える。

歌学

書道とともに有栖川宮家のお家芸。五代熾仁親王は両道に練達し、桃園、桜町両天皇はじめ諸親王、公卿の師範となったが、以来六代熾仁、七代韶仁、八代熾仁とその天分は受けつがれた。熾仁親王も幼少より、はじめ飛鳥井雅久の門に入り、ついで父熾仁親王に師事、ついにその蘊奥をきわめたという。賀茂、石清水、北野等の諸社の法楽に詠進、また勅旨により安政元年閏七月には内侍所御法楽卷頭の和歌、同二年八月には新造内裏小御所障子色紙の和歌をはじめ、命によってしばしば詠進する。門下に列して添削を乞うものも多く、明治十八年三月には興風會会長、二十七年七月には改めて総裁に就任し、歌道の振興に力を尽くす。また折にふれて、画賛に狂歌も書いた。

うれしともいふはかりにもあみわれて身を長月の秋のいかり

(いが栗の枝の画の賛)

世中はまめて御無事てやはらかてとうふのやうな人になれひと

(豆腐の画の賛)

つかれはて骨はをれてもはらたつなうちはとなれば他人てはなし

(団扇の絵の賛)

書道

世に有栖川流と称し、熾仁親王以来、代代書を師範した。熾仁親王も父宮より能書方の伝授を受け、万延元年・文久三年の両度、勅によって仁孝天皇聖忌の諷誦願文を清書、そのほか筆札の御用をしばしばうけたまわる。慶応三年五月、勅により東宮(明治天皇)お習字の助教、続いて明治元年十月お手習いの師範をおおせつけられる。染筆を願い出るものが非常に多く、その求めに応じた歌は一一これを染筆留と題する帳簿につけとめたが、嘉永四年より明治二十七年に至るまで五冊現存する。

画

画は家臣筑前介岸昌岱に就いて学ぶが、墨蹟の現存するものは多くない。『行実』によれば「慶応二年正月、妙勝定院宮(熾仁親王祖母)の命によりて揮灑せられし叡山戒蔵院蔵、伝恵心

僧都筆、早雲来迎尊仏の模写は筆勢勁健、鋪彩また鮮麗、覽者をして覺えず瞠目せしむ」とある。明治十六年十一月、竜池会（後に日本美術協会と改称）の総裁となり、しばしば美術の要旨を説いて会員を激励したという。

陶芸

つれづれのあまりに、手づから土をこねて、茶碗、皿、鉢などをづくり絵つけして焼かせる。また竹細工を好み、花生け、茶杓などを作る。

趣味

蹴鞠はその道の宗家である難波、飛鳥井両家に入門。また雅楽のたしなみ深く、時にみずから笙を吹く。謡曲は観世流を学ぶ。馬術も熟達し、壮年の頃はしばしば遠乗りを試み、平安城外、時に大阪、奈良にさえ及ぶ。弓術も優れ、刀劍の鑑定に至っては一家の見識を備える。さらに毎年狩猟期には早朝から郊外に出て領地を跋渉、農家の縁側に、また野草の上に坐つて弁当を開き、渋茶をすするのを快とした。園芸も好きで、花を賞するばかりかその栽培についても趣味を持ち、竹の培植法にも造詣が深かった。建築にも趣味を持ち、霞関の新邸、舞子の別邸等はずからいろいろの考案を施し、好んで建築現場を臨検した。囲碁は碁盤

二十余面を備え、おりおり碁会の催しがあつたが、侍臣に対して「余が碁を囲むは鬱を散ぜむが為なり。いたずらに輸贏（勝負）を争ふは余のとらざるところ、碁は下手こそよけれ」と語っている。聖師と熾仁親王との相似は、蹴鞠と碁の好き嫌いは別として、どんな親子でもこうはいかぬほどではないか。

水吞百姓の倅

「王仁は祖先が源平であろうと藤橘であろうと、はたまたその源をなんの天皇に発していようと、詮議する必要はない。ただ王仁は日本人であつて、畏くも天照大御神さまの御系統の御本流たる天津日嗣天皇さま（傍点筆者）の臣民であることだけは動かぬ事実だ。そして王仁の生家は上田家である。（中略）丹波国南桑田郡、曾我部村大字穴太の宮垣内という所に、茅屋は破るに任せ、檐廂は傾くに委し、壁は壊れて骨露われ、床は朽ちて落ちむとする。悲惨なる生活に甘んじ、正直男と名を取つた、水吞百姓の上田吉松というのが王仁の父である」

と聖師は《わが半生の記》冒頭に記されている。水吞百姓の倅の出生を述べるには、こつけないほど、大上段にふりかぶつた出だしではないか。しかし私には、天照大御神さまの御系統の御本流たる天津日嗣天皇までひきあいに出さねばすまぬ聖師の胸のうちが、痛いほどわかる。まさに「父君と名乗りもならぬ

運命の綱にひかるる身こそ悲しき」である。

私にはもう一つ決着をつけねばならぬ重大問題があった。

落胤であることを、いったい聖師は、いつ、誰から、どこで聞かされたか。それは聖師にどう投影し、屈折していったか。

それが判明せぬうちは、聖師の内奥深くたたえられた、苦悩や孤独、熱血のたぎり、などを画くことができぬ。私は、その生証人を求めて歩き廻った。しかし聖師の口から落胤説を聞かされた人はあつても、その内容の重大さに圧倒されてか、そこまで確かめたという人を発見できなかった。そうなれば、聖師の著作の中から推理するしかない。

落胤問題は、祖母うのと母よねの二人の間にだけ秘められ続けられていたであろう。聖師に告げたのは、この二人以外に考えられぬ。時期は、鶴殿親子初参綾の大正六年以前であることは明らかである。

これまで隠し通した秘密を告げるには、それなりのきつかけとなる出来事がなければならぬし、それを聞かされた聖師は深刻な衝撃を受け、必ずやその人生の軌跡きせきの上に大きな変化をあらわそう。私は聖師の生涯を、そういう目でもう一度眺め直した。

熾仁親王御生存中、血気盛んな当時の喜三郎に告げるにはあまりにもそら恐ろしかったのであろう。親王薨去こうきょは、日清戦争

勝利を間近にひかえた明治二十八年一月二十四日（実一月十五日）、翌二十五日、各新聞紙上には故参謀総長兼神官祭主陸軍大将大勲位功二級熾仁親王の国葬、宮中喪及廢朝を仰出され、三日間歌舞音曲停止を命ずる勅令及び閣令かくれい第一号が大きくのつた。同時に、有栖川大將宮の写真入りでその御勲業を華々しくたたえ、なお記事は百日祭にまで及んでいる。

この時点で養父吉松は健在であり、喜三郎はなんの変化も見せず、雪の老の坂を父と共に荷車引いて越える毎日である。子供の頃から新聞には村の誰より興味を持っていた。喜三郎が時の人である親王の死を知らぬはずはなく、記事もむろん読んでいたであろう。うのもよねも吉松に気がねしてか、言い出しかねていたにちがいない。

上田吉松の死はそれから二年半ほどのちの明治三十年七月二十一日。喜三郎の悲しみはやりきれぬばかりに深く、自棄じき的なやくざとの出入りのあけくれとなる。この二人の父の死まで、私は喜三郎の中に、出生の秘密を知ったなんのきざしも、自覚も発見することはできなかった。

高熊山

解決のつかぬまま、私は追われ追われて第三卷の執筆に入っていた。誌上の喜三郎はすでに思春期を迎えている。穴太での

取材の一つに、夏ごとにぎわう盆踊りがあつた。櫓台やぐらだいの上で片手をあごにあて、ひざで拍子を取つて体を揺すりながら、自分の音頭に陶然とうぜんとなる晩年の聖師の姿が私の目に浮かぶ。若い頃から、聖師のお好きな音頭は浄瑠璃じやうるりくずし、とりわけ一の谷嫩かたば軍記ぐんきの熊谷くまがいが敦盛あつもりを扇をもつて打ち招くところ。感きわまつてか、音頭の途中で、オーンオーン泣き出され、踊りが止まつてしまうこともあつた、と穴太の古老たちは語つた。それほど喜三郎の心をとらえた音頭の歌詞を改めて味わううち、私はひよつとしたひつかりに出会つたのである。

やあやあなんとその若武者を組み敷いてか、ドッコイ、さればおん顔をよく見奉れば、ドッコイ、かね黒々と細眉毛、ヨイ、セー、ヤットコセー、年はいざよう我が子の年ばい、ドッコイ、定めて双親ましますさん……

かね黒々と細眉毛——かね、鉄漿かたね……あつ……私の頭にひらめいたのは、二代さまの『おさながたり』の一節である。

「明治二十二年の梅雨もそろそろあけかける頃のことでありました。私は大原のお茶よりの仕事ですんで、裏町の教祖さまのもとに帰つてきました。

そのおり私は、不思議な人を見ました。その人は年齢は二十七、八ぐらい、男のくせに齒に黒くオハグロをつけ、もうそろそろ夏に入ろうとするのに、お尻のところを二ツに分れている

ブツサキ羽織というものを来て、ボンヤリ縁側から空を眺めていました。私は変つたその姿をみながらも何処かで一度見たことのあるような気がして来ました。「安達ヶ原」という芝居に出きた、お公卿くまじやうさん姿の貞任さだとうに、そつくりの感じでした。

「うちに来ている人、芝居の貞任にそつくりやなア」

これが、初めてあつた時の、先生に対する印象でした（註 私 は夫（王仁三郎師）のことを、昔から先生、先生と呼び慣れてきました）

なぜ喜三郎がまた敦盛や貞任のようにわざわざオハグロ（かね）なんかぬりつけて行かれたのか。私もそれまで二代さま同様、とつ調子もなく変わった人だという感想しかもてなかつたのだ。そうか、オハグロを敦盛のような堂上人がつけていた時代があつたのだ、よねが出会つた頃の熾仁親王は、どうだつたであろう。にわかには私は調べ始めた。

おはぐろとは、「齒黒め」の女房詞。かね（鉄漿）という染料で齒を黒く染める、古くからの婦女の化粧の一つ。奈良朝あるいはそれ以前から行われたものらしいが、いつからか堂上公卿の身だしなみの一つとなり、さらに京在住の地位ある武家に及ぶ。室町時代でも京都の武家には公卿に習つて齒を染めるものも多かつた。しかし江戸時代になると、男子では全く堂上公卿だけの独占物となる。慶応四年正月六日「皇族・公卿の涅齒（お

はぐる)・點眉は古制にあらざるを以て、必ずしもこれに依遵するなからしむ」という令が出、それは、明治三年二月五日「華族自今元服之輩、齒ヲ染メ、眉ヲ掃候儀、停止被仰出候事」(太政官日誌)という達しが出るまで続いた。

女子の場合、おはぐるは国風の根強い習俗として定着し、婚嫁の直後、眉を落とすとともに齒を染めた。明治六年三月「皇太后宮、皇后宮、御黛、御鉄漿被廢候旨、三月三日宮内省より被仰出しと也」と新聞は報じているので、皇太后、皇后がまず率先して旧弊を破られたことを知るが、一般には明治中期まで続く。穴太でもこの時期、うのたち老女のおはぐるは続いていったという。喜三郎が突然齒を染めて綾部に旅立ったのを、滑稽と感ずるのは、かねは婦女子のものという庶民らしい先入観のためではないか。目を転ずれば、明治天皇が齒を染められたのは慶応四年(一八六八)一月十五日、十七才の元服式の時であり、熾仁親王は、嘉永二年(一八四九)三月九日、一五才。つまりかねは成人した皇族、公卿のシンボルでもあった。

喜三郎の二度目の綾部入りは、明治二十二年七月である。生まれ故郷の曾我部(穴太)、青春の一時期を埋没させた第二の故郷園部、そして出口なおの住む綾部、いずれも部がつく。綾部こそ神の命じた経綸の地であろう。園部まで迎えに来た四方平蔵を扇屋旅館に待たしておき、喜三郎は真夜中に穴太へ帰って一時間生

家に休み、夜の明けぬうちに往復八里の道を園部へ戻っている。その一時間のうちに、喜三郎の齒をおはぐるで染めつけたのは、おそらく祖母うのであろう。上田吉松の倅でなく、今は亡き熾仁親王の遺児として、遅まきながらひそかな元服式をあげる。いたずらに染められるようなかねではないのだ。喜三郎は生まれ変わった。その自覚と覚悟をもって生家を去り、神示のままに西へ旅立つ――。

ここまでの私の推理が正しければ、跡は自然に決まってこよう。出生の秘密を喜三郎が知ったのは、吉松死去の明治三十年七月より、かねをつけた三十二年七月まで、このまる二年間における喜三郎の一大転機といえ、高熊山修行以外に何があるう。読み古した靈界物語三十七巻の高熊山入山前後の記述の中から、私はかくされた聖師の心底を血まなこで探った。

貧家に生まれ落ちたがために、強者に虐げられ、金持には踏みつけにされて、おさえにおさえていた喜三郎の無念が、不平等への怒りが、父の死と共に爆発する。強きをくじき、弱きを助ける俠客を志し、社会のアウトロウとしての生き方を選んだいわばやけくその喜三郎であったが、若錦一派の度重なる襲撃を受け、ついに袋叩きの重傷を負う。喜楽亭で一人呻吟する喜三郎の枕頭へ母よねがかつけ、この有様をかきくどく。

「……去年までは親父さんがおられたので指一本さえる者もなかったが、わしが後家になったと思うて侮って、家の倅をこん

な酷い目にあわしたのであろう。去年の冬から丁度これで九回目、中途に夫に別れるほど不幸の者はない、また親のない子ほど可愛そうなものはない……」

などと自分の子の非を棚に上げ、加害者をうらんでいる。そこへまた八十五才になる祖母うのが杖もつかずに追ってきて、諄々として意見し、

「……この世に神さまは無いとか、哲学とかいって空理屈ばかりいって、もったいない、神々様をないものにして御無礼をした報いがいまきたのであろう。よう気をおちつけて考えてくれ。昨晚のことは、全く神さまのお慈悲の鞭をお前に下して、高い鼻を折って下さったのだ。必ず必ず若錦やその外の人を恨めてはなりません。一生の御恩人ぢやと思つて神さまにもお礼を申しなさい。お前の実父は靈界から、その行状の悪いのを見て、行く処へもよう行かず、魂は宙に迷っているであらうほどに、これから心を入れかえて、誠の人間になつてくれ、俠客のような者になつて、それが何の手柄になるか」と涙片手に慈愛の釘を打つ。

この、うのの説教中に、わざわざ実父などと、なじまぬ言葉の入っているのが気がかりだが、それを聞いた喜三郎は胸が張り裂けんばかり、「ああ、吾は誤解していた。父ばかりが大切の親ではない、母もまた大切な親であつた。そして祖母はまた親

の親である。天地広しといへども親は一人よりない。かかる分かりきつた道理を、いままで体主靈従心の狭霧に包まれて、勿体なくも母や祖母を軽んじていたのは、思はざる失敗であつた。父が亡くなった以上は、もうどんな荒いことをしても、心配する親はないと、任俠気取りでしばしば危難の場所に入りし、親の嘆きをいままで気づかなんたのは何たる馬鹿者ぞ、不幸者ぞ……」

つまり母よねのぐちも、祖母うのの意見も、喜三郎の悔恨も、すべては父がテーマである。これまでしようこりもなく、一年たたぬ中に九回もひどい目にあわされて、そのつど、母や祖母から耳がたこになるくらいの説教を聞かされたであらう喜三郎が、この時に限つて何故か、「悔恨の剣に刺しつらぬかれて、五臓六腑を抉られるような苦しき」を感じるのだ。

「折しも忽然として、一塊の光明が身边を射照らすごとく思われしてきた。天授の靈魂中に閑遊する直日の御霊が眠りより醒めたのであろう」

「悔悟の念は一時に起こり来たり、ついには感覚までも失い、ボヤリとして吾と吾が身が分からないような気分になつてきた」富士山の天使松岡神が現れ来たり、喜三郎を高熊山に導かれるのはその夜半である。一週間の山ごもりを終えた後、一介のやくぎにすぎなかつた喜三郎は、三千世界の救世を志す大神人と生まれ変わっていく。不可思議な神縁はさておき、現界での

喜三郎改心の直接のきっかけは、祖母うのの説教ということになる。こんなにも喜三郎を激変させた説教とは——それは真実を告げることではなかったか。物語には、あらわには記せぬものの真実の告白——出生の秘密だけが喜三郎の胸を裂き、天授の御霊をゆりさまし、ついには感覚を失うまでの衝撃を与え得たのだ。

今言わねば永久に言う時はないという覚悟が、八十五才の高齡のうのを支えていたであろう。何物にも替えがたい可愛い孫喜三郎の若い命をやくざのけんか沙汰なんぞに散らされてはたまらない。それより何より、あの世にいます喜三郎の実父がこれを見たら、どんなに嘆かれることであろう。たった一粒、地に落ちて育った有栖川の血を、今ここでむざむざ断つてよいものか。

私の耳には、氣迫に満ちたうのの聲が聞こえてくる気がする。そうだ、明治三十一年二月八日、高熊山入山前夜に、喜樂亭で祖母うのが、あるいは母よねと共に、喜三郎に秘め続けてきた実の父の名をあかしたに違いない。

うのは、それから三年たため明治三十四年一月六日に死んでいる。

それでも私は、自説の裏づけを他の人から求めねば不安であった。早速、教学研鑽所に木庭次守氏こばつぐもりを訪ね、私の推理を語った。すると木庭氏は、はっと思い当たるような顔をして言われる。

「高熊山へ登られる時の聖師の遺書の二行目が伏字ですね。聖師

は何の意味だか誰も知る者はないと、わざわざ書き加えておられますが、その出生の秘密を暗示しているのではありませんか」この貴重な木庭氏の助言を得て、私は自説を確信することができた。

松岡天使に導かれて高熊山に登ったとは知らぬ穴太の近所中は、行方不明の喜三郎の詮議に大騒ぎとなった。喜三郎の机上に残された一通の巻紙には、左のような歌が毛筆で記されている。うの以外、漢字の読める者もないから、さて、何のことやら分からない。たとえ読めたとしても、喜三郎の心境を解くことも、その行方を知ることまでできるわけではない。

われは空行く鳥なれや

.....

遙かに高き雲に乗り

下界の人が種々の

喜怒哀楽に囚はれて

身振り足ぶりするさまを

われを忘れて眺むなり

げに面白の人の世や

されども余り興に乗り

地上に落つることもがな

御神よわれと共にあれ

うのから真実を告げられた時、喜三郎を襲つたのはまぎれなきと不信、その次に疑惑であり、それは、やり場の無い怒りと錯乱らんをとまなう泣き笑いともなり、やがて深く苦しい悔悟かいつこに刺しつらぬかれて長い放心の時を過ごしたのである。けれども私はその果てに心機一転、さわやかに脱皮していく喜三郎を、この書き置きに見る。「空行く鳥」の空は天つ空（宮中・禁中）、鳥はねぐらを離れ、思いのままに飛び立つ姿を思わせる。「はるか

に高き雲」は雲上人（殿上人・公卿）雲居（禁裏・奥深い宮中）、雲客（くものうえびと・殿上人）その中に伏せられた……の一行こそ、破れ屋にこぼれ落ち、土に這い、野に育つた一粒の種が、その血の秘密を知って、雲を呼び、はるかなる空へと飛ばたいていく無量の思いがこめられているのであろう。知つたらとて何一つ自分の境遇が変わるわけではないが、がんじがらみに呪縛された己れの魂を、下層社会の桎梏しつこくから抜け出させ、胸ふくらせて天に向かつて解き放つ。野にいてはまぶしすぎる空の向こう、雲の上に、まだ見ぬ父がいるであろうか。頭幽の境にあつて、たしかに喜三郎の魂は肉をはなれ、松岡神と共に富士に翔ける。地上にうごめく人々は、昨日までの己れの姿そのまま、つまらぬ喜怒哀楽に囚われてもがいている。我執を捨ててさえみれば、なんと面白い人生であろう。いやいや凶にのつてはいけない、有頂天になれば、結局は今までのくり返しで地

に落ちよう。我身の守護を永久にと祈る言葉もはずんでいる。

聖師の熾仁親王落胤説には、大きな壁がある。その壁にぶつかった人は、小首をかしげ、あげくはすこすこしりぞいてしまう。そしてそのような説など、早く頭から消し去ってしまいたいと願うだろう。その壁とは、明治四年旧七月十二日出生という、信徒の頭に刻みつけられた聖師の生年月日である。しかし私が落胤説を主張する以上、読者の前で、その壁を越えてみせねばならない。

人の受胎から出産までの期間は、平均四十週二百八十日とされる。当時の旧暦（大の月は三十日、小の月は二十九日で、明治三年は十月と十一月の間に閏十月がはさまれる）によつて逆算し、生母上田よねの聖師受胎の日を推定すると、聖なる明治四年旧七月十二日より二百八十日前は明治三年旧十月二十八日。しかし、出産期日は個人差がいちじるしい。七ヶ月児、八ヶ月児の可能性もあり、出産が遅れる場合もあり得るから、前後に大きく中をとつて、受胎期日は明治三年旧十月一日から明治四年一月一杯と考れば間違いない。この時期、伏見に於て、熾仁親王とよねの接触の機会が全くなければ、落胤説は根底から崩壊してしまう。それではこの期間、熾仁親王は、どこで何をしておられたのか。

明治二年十一月一日、熾仁親王は京都を発つて十五日東京着、

神田小川町神保小路の旧内藤若狭守邸に居を構える。翌明治三年一月十八日、数寄屋橋門内の島原藩邸に転居。二月十六日、妃貞子（徳川慶篤妹）入輿、親王三十六歳の晩婚である。四月三日、親王は、御前に於て兵部卿（太政官八省の一である兵部省の長官）に任命のお沙汰を拝し、翌四日、参内拝謁してお請けする。その後は日々登省して任務に励まれる。十一月二十日、親王は上書して「自分の賞禄の全額と官禄の半額を還納し、これをもって人材登用の資にあてる」ことを請われたが、廷議は認めない。十二月三日、元岩倉邸に移転。明治四年一月八日には、築地の海軍兵学寮始めに臨場される。

以下のように、明治三年度中より四年一月までの熾仁親王は、東京に根を下ろして、一度も関西方面へ足を向けていられない。しかもこの年二月、貞子妃の入輿を迎えたばかりの新婚生活である。明治四年二月、三月には大阪へ出張され、兵部省大阪出張所に御出勤、二月二十四日、一年余ぶりに京都へ入られるが、その前夜、伏見に着して屯所に一泊、帰路二十九日、もう一度伏見に立ち寄られる。しかし後で述べるように、よねはずで伏見を去って、ここにいない。親王がよねの結婚（あるいは懐妊、出産）の噂を聞かれたとすれば、この時であろう。この折に受胎したと考えることは、六ヶ月児の勘定になり、どっちにしても無理である。

東京、京都間を日帰りできる今日と違い、乗り物といえば馬、

駕籠、船、でなければ東海道五十三次徒歩の時代である。西と東、こうも遠く隔たった二人を一夜のうちに会わすことは不可能であり、熾仁親王のアリバイは完璧である。このアリバイを崩さぬ以上、親王落胤説は、根も葉もない嘘になる。

有栖川宮熾仁親王の事績を知る資料としては《熾仁親王行実》と《熾仁親王日記》が最も重要である。

明治二十八年一月、熾仁親王が薨去され、喪事も終わると、省内省の命により《熾仁親王行実》（編集委員長杉孫七郎子爵）の編纂が開始され、同年五月起稿、明治二十年八月全十五巻完成、翌三十一年七月に上梓された。この書は事実の考証に主眼をおき、資料全文がそのまま引証し附載されているので、専門家には貴重でも、一般読者の手に合う代物ではない。巻数も多く、しかも印刷わずか数十に過ぎず、今日では全くの稀書であり、もとより私も目に触れたことさえない。われわれの手に入る《行実》は、その後になったいわば大衆版である。

大正十二年六月、弟宮威仁親王妃薨去に伴い、皇室典範の規定によって嗣子のない有栖川宮家は自然廃絶し、高松宮家が祭祀を継がれることになった。そこで当時進行中であった《威仁親王行実》も高松宮に引き継がれ、大正十五年春、上梓されて関係方面に配られた。さらに高松宮は、前述の《熾仁親王行実》

を改めて編述するよう命ぜられ、昭和二年二月から編集に着手、昭和四年八月には上下二巻（印刷・凸凹印刷株式会社）として、広く公刊された。

《熾仁親王日記》全六巻（印刷・株式会社開明堂）もまた高松宮の命により、親王四十年祭に当たる昭和十年、追憶の記念として刊行を命じられた。《日記》は慶応四年二月十五日から明治二十八年一月八日に至るもので、第一巻（慶応四年より明治五年）が昭和十年一月、最終巻が昭和十一年七月に公刊されている。

つまり私の言いたいのは、《行実》の公刊された昭和四年以降ならば、誰でもが聖師落胤説の盲点に気づく機会がある、ということだ。現に私は、落胤問題に関心ありながらこの障壁の前に立ち往生している二、三の人たちから、この矛盾を指摘された。言うならば、指で押せば倒れるほど、不安定な基盤に乗る落胤説なのである。

聖師ほどの方が、この脆弱な基盤に、虚妄な落胤説を築く愚を犯されるはずがない。

それとも聖師は、熾仁親王に堅固なアリバイ（行実や日記）があることを御存知なく、よもやバレまいとして、ぬけぬけと貴種落胤説をでっち上げられたか。それなら御生母よねと共に、聖師は無知でずさんな大山師でしかない。《大地の母》に描くべき王仁三郎像が、この壁の前でぐらりと揺れる。待てよ、待て、私

は必死に見直し、聞き直し、立て直しにかかった。《行実》や《日記》の存在を聖師が知られなかったなど、どうしても考えられない。なぜなら熾仁親王の業績を知ろうとすれば、必ずこの二書につきあたらねばならぬのだ。そればかりか、大国以都雄氏の言によれば、聖師は有栖川宮家に関する知識や情報を、皇室関係では鶴殿親子（大本名・大宮守子）、民間では米倉嘉兵衛（信者・製糸業界の実力者）を通じ、終始集めていられた。時代がへだたりほとんど書物からしか知る手がかりのない私などより、ずっとずっと広く、生々しくそれらを吸いこんでいられたであろう。

さらに不思議なのは、でたらめの落胤説ならすぐ見破れる立場の鶴殿親子が、聖師の落胤説を終世信じ続けたことである。聖師の弟上田幸吉氏談によると「鶴殿さんが来られると、赤黒い色のおいしいようかんをよくお土産にいただいた。鶴殿さんは母と話しこんで、なかなか帰りがられなかった」そうである。田舎者の上田よねが、少女時代からよく親王を知っている鶴殿親子相手に、だまし続けられるはずがあるうか。さらには各宮家とも交流の深かった頭山満や内田良平まで、聖師落胤説を信じ、そこに特別の意義を見出していたようである。何故かまた、不敬罪で聖師を起訴した検察側が、一番突き崩しやすいこの落胤説の盲点すら、指摘することをばかったのだ。聖師の生年月日に関する矛盾など吹き飛ぶほど、確たる証拠があったとしか思われない。

私は、熾仁親王のアリバイがどうであろうと、落胤説を信じる立場で、もう一度資料を検討し直した。資料的価値からすれば、《行実》より《日記》が重い。《行実》は、編者の主観によって、多少の作爲が加わることは避けられぬ。親王ご自身の手になる《日記》ならば、親王の素顔を教えてくれよう。ただ素顔ではあつても、《日記》の記載は事務的記録にとどまり、その表情は能面のごとく顔面筋肉ひとつ動かさぬ。しかしわずかな目たたきの中にも、真実がこぼれ出ぬことはあるまい。

何度も読み返すうち、私は《日記》の全巻を通して、一時期のみ頻繁ひんぱんに使用される特殊な用語のあることを発見した。

一、調馬之事

これは必ず別行で記載され、他に何の言葉もともなっていない。この文字が、《日記》の中で初めて使用されるのは明治二年二月二十一日、最後は翌明治三年四月五日で、試みにその頻度ひんぱんを調べると次の通りである。

明治二年

二月(二回)、三月(六回) 四月(九回)、五月(十二回)、
六月(九回)、七月(十一回)、八月(五回)、九月(十一回)、
十月(五回)、十一月(一回)、十二月(九回)

明治三年

二月(二回)、三月(二回)、四月(一回)

一年余のうち「調馬之事」の記述が、八十四回もある。これは、多過ぎはしないか。「調馬は馬を乗りならず、つまりは乗馬のことで、深い意味はあるまい。馬のお好きな親王なら、それぐらいのことはあろう。著者の思い過ごしではないのか」

そういう反問は、当然あろう。ところが不思議なことに、これほど「調馬之事」の記述がされていながら、二日連続していることは一度もない。いかにも不自然である。そして《日記》をざらんにただければ瞭然りょうぜんだが、調馬以外に「乗馬」、「攻馬」、「責馬」、「発馬」、「出馬」などという表現が、使用目的によつてはつきり区別されている。しかも「何時乗馬」「攻馬催事」、「早朝責馬之事」、「何時発馬」、「何時出馬何何」などと具体的説明が付随して、「一、調馬之事」というふうに、その言葉だけ独立し別行で使用されてはいない。明らかに特殊な語法であり、重ねて言うが、この表現はこの時期を除いて、後にも先にもあらわれてこないのだ。

《行実》に曰く(傍点著者)。

「親王は、往古朝紳の例に倣ならい、精細に日記を物し給ひ、現存せるは、明治元年二月九日(十五日の誤り)、東征御進発の時より、二十八年一月八日に至る。はじめは、和装横綴の帳面に毛筆もて蠅頭の細字を書かせられ、その以降は、洋装の小さい手帳に

鉛筆にて記させらる。和装は、毎年二三冊、洋冊は五六冊に及び、総計耆百冊の多きに達せり。親王薨後、深く筐中に秘せられしが、本行実編集に際しては、これを主要資料に用ひしこと、言ふ迄もなし。旧職員の談に、平生、御寝に就かせらるる前、必ず日記を物せられたり。たとひ、夜半を過ぐるとも、決して懈怠あらせられざりき。現に二十八年一月三日までは、一日も記事を欠かさず、翌四日より八日迄は、天候のみを記させ給ひ、その以後は、御病苦の爲めと覺しく、全く筆を執らせられず、十五日に至りて遂に薨去あらせらる……」

引用の「行実」の一説は、嚴密な意味において正しくない。なぜならば、天候のみしか記されず空白になっている日は、引用文の明治二十八年一月四日より八日までの間以外に時々ある。「調馬之事」の初めて《日記》にあらわれる明治二年二月二十一日より、最後にあらわれる明治三年四月五日までの間でも、二十六日ある。そのうち《日記》の空白の前後の日に「調馬之事」が九回も記録されているではないか。

《日記》の空白には、だいたい次の理由が考えられる。

- 一、肉体的、時間的に書けなかった。
- 二、記述すべき出来事がなかった。
- 三、記載しては困る事情があった。

四、怠慢

親王の性格から押して四は考えられぬし、重病でもないのでは除外するとして、残る二と三であろう。中でも「調馬之事」に前後する「日記」の空白こそ、三に該当するのではなからうか。調馬とは何？……いつたい、親王は、この時期、こうも度々、馬を駈つてどこまで行かれたのか。それは何故？……

慶応四年二月十五日以前の《日記》は、親王みずから火中に投じられたという。おそらくそれには、和宮との悲恋に慟哭し、幕府からは圧迫され、はては勅勘ちよくかんの身となり、時勢を悲憤してやまぬ多感な前半生の苦悩の記録が、行間にまでほとばしりていたろう。だからこそ、灰にする必要があったのだ。

現存する《日記》に、人間らしい息づかいを期待するのは無駄である。それはそうであろう、今や東征大総督官として、一国の運命をその肩に負い、華やかな花道に光を浴びて立たれたのだ。うっかり心許して私情を記し、後世に残すことは許されぬ。

さりとてお独りの身の、いやされぬ青春の熱情の記録を抹消し切るには、あまりにも心残りの事柄もあろう。その必要が「調馬之事」の便法を生んだ……つまり特殊な時期、特殊な立場、特殊な事柄にのみ使用された、親王だけが分かればよい符号ではなかったか。そしてそれに前後する日の《日記》の空白は、「調馬之事」の一連の出来事に違いない。

(敬称略)